

千葉県環境学習基本方針

平成 19 年9月

千葉県・千葉県教育委員会

本方針では、行政機関として「千葉県」及び「県」と表記した場合、「千葉県教育委員会」を含めます。

環境を学ぶ言葉として、環境教育と環境学習がありますが、両者に厳密な区分はなく、一般的には同義に使われています。学習者の学びに視点を置いた環境学習、教育活動に視点を置いた環境教育、あるいは、学校教育においては環境教育、それ以外では、環境学習とすることもあります。

本方針では、県民一人ひとりが自ら学ぶことの重要性を踏まえ、環境教育と環境学習の総称として、環境学習という言葉を用います。

千葉県は、環境学習を、「県民一人ひとりが、人と環境や人と人のかかわりについて関心を持ち、環境に対する自らの責任と役割を自覚し、環境に対する理解を深めるとともに、環境問題を未然に防いだり、解決するための知識や技能を身につけて、持続可能な社会づくりのために、主体的に行動できるようになるための生涯にわたる学習」と定義し、これを推進していきます。

はじめに

千葉県では、平成4年に「千葉県環境学習基本方針」を策定し、県民一人ひとりが環境に配慮した積極的な行動が取れるように、環境問題を解決するための知識や技能に関する総合的な環境学習の取組を進めてきました。

また、環境基本条例の制定や環境基本計画の策定などを通じて、県民、NPO、事業者、市町村などさまざまな主体と連携・協働し、環境問題の解決に向けた取組の推進に努めてきました。

その結果、三番瀬の再生や里山保全の取組など、各地で県民の自主的な活動が活発に展開されており、環境保全の取組の輪は着実に広がりつつあります。



一方で、地球環境を取り巻く状況は大きく変化しています。

特に、地球温暖化は、その原因が人の活動に伴い発生する二酸化炭素などの温室効果ガスの増加であるとほぼ断定されています。

地球温暖化の速度は、地球の歴史の中で、これまで生物が体験してきた環境の変動と比較すると極めて急速なものです。

このため、多くの生物がその変化に対応できず、絶滅の危機に瀕し、ひいては、私たちの生きている地球の生態系そのものが大きく崩れてきています。

この問題を解決するには、私たち一人ひとりが、日常のライフスタイルや事業活動のあり方を見直し、持続可能な社会を築いていかななくてはならないと考えます。

そのためには、環境問題を知識として理解するだけでなく、実際の体験を通して、自然を大切に思う心を育て、自ら進んで環境を守るために行動する人づくりが必要不可欠です。

このような環境を取り巻く状況の変化を踏まえて、県では、新たな環境学習基本方針を県民の皆様と一緒に策定しました。

特に、本方針の策定に当たっては、県内各地で実施したタウンミーティングなどで寄せられた県民の皆様の意見を基に、県民の方々が組織した「環境学習基本方針をつくろう会」と協働で行うなど、環境問題を我がこととして考え、行動する新たな、そして大きい「うねり」が出来たと感じています。

環境学習の主役は県民の皆様です。

環境学習によって、いのちあるものに触れ、いのちの感動を得て、思いやりの心、いのちを尊ぶ心を育むことが重要です。

この方針が、県民の皆様の環境学習に取り組む指針として大いに活用されるよう願っています。

平成19年9月

千葉県知事 堂本 暁子

目 次

はじめに

基本方針策定の背景	1
1 環境学習の必要性	1
2 環境学習の取組と課題	3

基本方針策定の基本的事項	6
1 基本方針の趣旨・位置づけ	6
2 基本方針がめざすもの	6
3 環境学習推進にあたっての視点	7
4 各主体の役割	10
(1) 県民 (家庭・地域団体・N P O) の役割	10
家庭	10
地域団体	10
N P O	10
(2) 学校の役割	11
(3) 事業者の役割	11
(4) 行政の役割	12
県	12
市町村	12

環境学習推進の施策	13
1 人材の育成と活用	13
2 情報の提供	15
3 プログラム・教材の開発	15
4 拠点の連携と場の活用	15
5 機会の提供	16
6 調査研究	16
7 県の率先取組	16

推進体制～協働による取組の推進～	17
1 ちば環境学習ネットワーク会議の設置	17
ネットワーク会議の役割	17
(1) 事業の計画策定と推進	17
(2) 県施策への提言	18
2 庁内の連携体制	18
3 地域における環境学習ネットワーク	18
4 基金等の活用	18
(1) 千葉県地域環境保全基金の活用	18
(2) ちば環境再生基金の活用	18
(3) 民間資金の活用	18

千葉県環境学習基本方針概要	20
-------------------------	----

参考資料

資料1 環境学習をめぐる国際的な動向及び国内の動向	22
資料2 千葉県の環境学習関連事業 (平成18年度)	25
資料3 「環境学習基本方針をつくろう会」名簿	33
資料4 「千葉県環境学習基本方針」策定のプロセス	34

基本方針策定の背景

1 環境学習の必要性

千葉県は、温暖な気候のもとに、四方を海と川に囲まれ、九十九里や南房総の美しい特徴のある海岸線、なだらかで肥沃な北総の台地、中央から南部にかけての緑豊かな山々など、首都圏の中にありながら、豊かな自然に恵まれています。

そして、各地には、先人たちが自然と暮らしのかかわりの中で築いてきた里山や里海があります。

これらの恵み豊かな自然は、私たちの暮らしを支え、安らぎと潤いを与えてくれる大きな財産であるとともに、多様な生き物たちの大切なすみかとなっています。

千葉県では、高度経済成長期以降、急激な工業化と都市化が進む中で、私たちはさまざまな環境問題を経験してきました。事業活動に起因する大気汚染や水質汚濁などの公害問題については、法律や県独自の条例¹・協定の規制・指導により大きく改善されました。また、自動車排ガスによる大気汚染、生活排水による身近な川や沼・海の汚濁など、都市・生活型の環境問題は、まだ、環境基準を達成できない地域も残されていますが、自動車の規制や下水道の整備等により改善されつつあります。

一方、生活様式の変化や生活が豊かになったことにより、私たちの消費生活は、拡大しましたが、その反面、ごみなどの廃棄物の増加をもたらしました。

環境に対するモラルやマナーの欠如によって引き起こされる、ごみのポイ捨てなど、身近な問題も後を絶ちません。

さらには、開発にともなう自然環境の喪失、林業の衰退による山林の荒廃、農村の高齢化等による耕作放棄地の増加、産業廃棄物の不法投棄などの問題にも直面しています。

*1 県独自の条例（主なもの）

平成7年3月	千葉県環境基本条例
平成9年7月	千葉県土砂等の埋立等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例
平成14年3月	千葉県ディーゼル自動車から排出される粒子状物質の排出の抑制に関する条例
平成14年3月	千葉県廃棄物の処理の適正化等に関する条例
平成15年3月	千葉県里山の保全、整備及び活用の促進に関する条例

私たちは、温暖化^{*2}などの地球的規模の環境問題や、途上国における貧困や人口問題などとも無縁ではありません。

大量生産・大量消費・大量廃棄の社会経済システムは、膨大な資源とエネルギーを必要としますが、それらの開発・乱用にともなって、世界各地で自然の消失・破壊が進み、地域社会の荒廃を招き、さらには貧困化を進めるなどの問題を引き起こしています。

また、私たち人間活動の拡大によって地球の温暖化が急速に進んでいます。すでに世界各地で氷河の後退、熱波、干ばつ、洪水など異常な気象現象や生態系への影響が問題となっています。

私たちの将来の世代、そして人間だけでなく、地球上の多くの生物の存続に関わるほどの危機的な状況に直面しようとしています。

しかし、このような環境問題を解決するための世界的な取組が推進され、意識や関心が高まってきています。

私たち一人ひとりの環境保全活動への取組や各主体^{*3}の協働^{*4}による取組を推進することにより、環境問題を解決し、持続可能な社会^{*5}の創造に向かうことができます。

そのためには、子どもから大人まで、また、学校・家庭・地域・職場などさまざまな場で、環境問題を理解し、いのちを大切にすることを育て、自ら進んで環境を守るために行動する人づくりが重要です。

そして、その基盤となる環境学習の取組を積極的に推進していくことが必要です。

*2 温暖化・・・人間の活動の拡大によって二酸化炭素などの温室効果ガスの濃度が増加し、地球全体の地表面及び大気の温度が上昇すること。

*3 各主体・・・環境保全活動や環境学習を行う、県民・学校・事業者・行政など。

*4 協働・・・行政、NPO、事業者、行政関連機関などといったさまざまな社会サービスの担い手が、対等の立場で継続した協力や連携などの関係をもつこと。

*5 持続可能な社会・・・現代の世代が、将来の世代の利益や要求を充足する能力を損なわない範囲内で環境を利用し、持続的に発展することができる社会。

2 環境学習の取組と課題

千葉県における環境学習の取組

千葉県では、平成7年に県の環境保全施策の基本となる「千葉県環境基本条例」を制定、翌8年に条例の基本理念〔健全で恵み豊かな環境を保全し将来に継承する〕を実現するための「千葉県環境基本計画」を策定し、この下に分野別の各種計画^{*6}や本県独自の条例を定め、持続可能な社会づくりに向けた施策を推進してきました。

一方、環境学習については、いち早く平成4年3月に「千葉県環境学習基本方針」(以下「基本方針」という。)を定めて、県民が自主的に学習活動を実践していくことを目標に、指導者の育成など総合的な取組を進めてきました。

特に学校教育においては、教員への環境教育研修を継続的に実施するとともに、指導資料集などを作成し、各学校の「総合的な学習の時間」を中心に、地域の特性に応じた環境教育の推進を図ってきました。

このような取組が基盤となって、県民の環境への関心は高まり、環境保全活動の輪が着実に広がってきてはいますが、なお一層の広がりが必要です。

環境学習の課題

基本方針の策定からすでに15年以上経過し、地球温暖化や生物多様性など、環境問題の深刻化や、国において環境教育に関する新たな法制度が整備されるなど、環境学習を取り巻く状況が大きく変化してきていることから、次のような課題を踏まえて、あらためて持続可能な社会をめざす環境学習の推進を図っていく必要があります。

*6 各種計画等(主なもの)

平成12年12月	千葉県地球温暖化防止計画
平成14年2月	ちば環境再生計画
平成14年10月	千葉県資源循環型社会づくり計画
平成15年4月	千葉県自動車交通公害防止計画
平成15年5月	バイオマス立県ちば推進方針
平成15年7月	手賀沼水循環回復行動計画
平成16年2月	印旛沼流域水循環健全化緊急行動計画
平成18年6月	ちばCO ₂ CO ₂ ダイエット計画(千葉県地球温暖化防止計画の改訂)

主体の役割分担の明確化と連携・協働のしくみづくり

環境学習の取組は、県ばかりではなく、市町村や NPO^{*7}、事業者などにおいても、積極的に進められていますが、個々に実施される取組には限界があります。

環境学習に関わる主体の役割分担を明確にするとともに、連携・協働の取組を進めるためのしくみづくりが必要です。

学校での環境学習と各主体との連携の強化

生涯にわたる学習として取り組む必要のある環境学習ですが、学校における環境学習の役割が非常に重要です。

しかし、プログラム・教材の開発、指導者や場の確保などに学校だけで対応することは困難です。

そのため、地域団体・NPO・事業者などとの連携を強め、取り組んでいく必要があります。

環境学習の拠点となる関連施設間の連携の強化

県の環境学習の拠点となる施設^{*8}では、それぞれ独自の環境学習活動を展開していますが、連携が必ずしも十分ではありません。

市町村の公民館などでの活動なども含め、県・市町村・事業者等の関連施設間の連携を強化することが必要です。

地域の環境保全活動から学ぶ環境学習の推進

本県では、三番瀬の再生や県内各地での里山保全、印旛沼や手賀沼などでの水質保全の取組などの活発な環境保全活動が進められており、環境学習の教材や場として貴重な存在です。

地域に根ざした環境保全活動に参加して学ぶことや、これらの事例から学ぶことも重要です。

*7 NPO…Nonprofit Organizationの略で、市民の自発性に基づいて、営利を目的とせず、自立的・継続的に、課題解決などに取り組む団体のことで、NPO法人（特定非営利活動法人）だけでなく、ボランティア団体や市民活動団体などの任意団体を含む。

*8 県の環境学習の拠点となる施設…環境研究センター、手賀沼親水広場、いすみ環境と文化のさと、文書館行政資料室環境コーナー、総合教育センター、中央博物館、現代産業科学館など

持続可能な開発のための教育（E S D）^{*9}につながるプログラムや機会の充実

環境問題は、人口や貧困など地球的な課題と深く関連しています。

問題の相互のつながりを理解し、総合的に捉える必要があります。

また、「国連持続可能な開発のための教育の10年」(D-E S D)^{*10}が2005年(平成17年)から推進されています。

人口や貧困、生産や消費活動、歴史や文化等の経済面、社会面の要素を含め、世界の状況や将来の世代と現在の社会や自分との関係を見つめ、持続可能な社会づくりに参画する力を育むE S Dという視点のもとに、プログラム・教材を開発・作成し、学習機会の充実を図る必要があります。

*9 持続可能な開発のための教育（E S D:Education for Sustainable Development）・・・持続可能な社会の実現を目指し、一人ひとりが、世界の人々や将来世代、また、環境との関連性の中で生きていることを認識し、よりよい社会づくりに参画するための力を育む教育。

*10 「国連持続可能な開発のための教育の10年」(D-E S D)・・・E S Dの取組と国際協力を積極的に推進するよう各国政府に働きかける国連のキャンペーン(2005年～2014年の10年間)。2002年のヨハネスブルクサミットで、日本の市民と政府が共同提案し、国連総会で実施が決議された。

基本方針策定の基本的事項

1 基本方針の趣旨・位置づけ

「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」(以下「法」という。)第8条において、地方自治体は、環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する方針等を作成・公表するように努めることとされています。

この基本方針を、法第8条に基づく方針として、また、「千葉県環境基本条例」(平成7年条例第2号。以下「条例」という。)第9条に基づく「千葉県環境基本計画」(平成8年8月策定)及び条例第18条(環境の保全に関する学習の推進)を踏まえ、環境学習の推進を図っていくうえでの基本的な考えとその方向を定めたものとして位置付け、環境保全の意欲の増進を図り、各主体が環境学習を推進するための根拠とします。

2 基本方針がめざすもの

持続可能な社会づくりに向けて、豊かな感受性を育み、問題解決力を身につけ、主体的に行動できる人づくり

千葉県に住む人々は、豊かな自然からの恩恵を受け、「里山」「里海」といった豊かで多様な生態系を育んできました。

また、県でも、印旛沼・手賀沼の水質浄化、「千葉県廃棄物の処理の適正化等に関する条例」や「千葉県里山の保全、整備及び活用の促進に関する条例」の制定、三番瀬再生計画の策定など、環境保全や再生への様々な取組を先駆的に行ってきました。

これらの取組をさらに発展させ、将来にわたり、人々が良好な環境のもとで、安心して暮らせる社会づくりをめざすことが必要です。

このためには、県民一人ひとりが、環境や環境問題に対する豊かな感受性と関心を育て、さらに、環境問題の現状やその原因について単に知識として知っているということだけではなく、実際の行動に結びつけていく能力、すなわち、問題を発見し、問題の根本原因を把握し、解決のための方法を見出し、必要な技能を身につけ、多くの人と協力して問題を解決する力を育むことが大切です。

この基本方針は、このような「持続可能な社会づくりに向けて、豊かな感受性を育み、問題解決力を身につけ、主体的に行動できる人づくり」をめざします。

3 環境学習推進にあたっての視点

本方針では、次の6つの視点に立って、環境学習を推進します。

みんなが連携・協働し地域社会全体で取り組む

環境問題は、日々の暮らしと深いかわりがあることから、県や市町村ばかりでなく、住民、学校、NPO、地域団体、事業者など地域の様々な主体が、それぞれの特徴を活かし、相互に連携・協働して、地域社会全体で環境学習に取り組むことが必要です。

地球温暖化防止に取り組む

地球温暖化のスピードは、極めて早く、適切に対応しなければ海面の上昇、洪水の増加、砂漠化など、私たち人間を含めた生物の存続にすら重大な影響を及ぼしかねません。

地球温暖化は、私たちの日常生活や経済活動に伴って発生する二酸化炭素などの温室効果ガスの増加が原因である可能性が非常に高いものであり、私たちは、温室効果ガスの排出の少ないライフスタイルに変えていかなければなりません。

このことを理解し、地球温暖化防止にどのように取り組んだらよいかを学び、行動することが重要です。

生物多様性の保全に取り組む

地球の生物は、およそ40億年の歴史で培われた生命（いのち）を受け継ぎつつ、進化と絶滅を繰り返し、多様な種に分化してきました。

どんな生物も単独では生きられず、それぞれが多種多様に関係し、相互に作用し、影響し合いながら生きています。

この生命（いのち）のにぎわいとつながりが生物多様性の大切なところです。

私たち人間もこの生物多様性の一員であり、多くの生物のとの関わり合いがあって、はじめて生きていくことができます。

しかし、私たち人間は、大量のエネルギーを消費するなど自然界に大きな負荷を与え、自然環境の悪化をまねき、人間そのものの生存すら脅かす結果となっています。

このことを理解し、生物多様性を保全し、自然と共生する持続可能な社会を築くことが大切です。

生涯にわたる学習活動として取り組む

環境学習は、国籍、人種、障害のあるなしにかかわらず、幼児から高齢者までの幅広い年齢層を通じて継続的に行われることが必要です。

また、それぞれの成長段階に応じた目的と学習内容に重点を置いて進めることが大切です。

さらに、学習活動の中で自分の生活を見つめ直し、自分と環境との関わりを問うことがライフスタイルの変更や自分にも何かできるという参加行動につながります。

また、就学、就職、結婚、出産など生活様式が変化する時期は、環境に配慮した生活を始める好機であることから、タイムリーに情報を提供することや環境について学ぶ場を提供することが望まれます。

地域の環境保全活動から学ぶ

環境問題を解決するためには、様々な課題を自らの問題として捉え、身近なところから行動することが大切です。

地域で取り組んでいる環境保全活動を生かした環境学習を進めることが、一人ひとりが環境問題を身近なものとして考え、環境問題を自ら解決する人づくりにつながります。

本県には、県民が主体となって行っている三番瀬の再生や里山保全等の身近な取組があり、この取組を、環境学習の教材や場として積極的に活用することが望まれます。

環境問題を多面的・総合的にとらえる

環境学習においては、「人間と自然とのかかわりに関するもの」と、「人間と人間とのかかわりに関するもの」の両方を学ぶことが大切です。

また、地球温暖化防止、生物多様性などの環境問題は、大気、水、自然などの環境のみならず、資源・エネルギー、経済、食糧、貧困、人口、生産と消費、戦争と平和、先進国と途上国など、様々な要素が複雑に関連しあっていることから、その背景や原因を多面的・総合的にとらえ、どのように解決したらよいのかを考えることが必要です。

県民一人ひとりが環境問題解決のための主人公

持続可能な社会



豊かな感受性を育み、問題解決力を身につけ、主体的に行動できる人づくり



みんなが連携・協働し地域社会全体で取り組む

環境問題を多面的・
総合的にとらえる

地域の環境保全活動
から学ぶ

生涯にわたる学習活動
として取り組む

生物多様性の保全に
取り組む

地球温暖化防止に
取り組む

4 各主体の役割

持続可能な社会づくりのため、社会を構成するすべての主体が、それぞれの特性に応じ、適切な役割を果たしながら、環境学習に取り組んでいくことが必要です。

(1) 県民（家庭・地域団体・NPO）の役割

家庭や地域を構成する県民一人ひとりが、環境に配慮した日常生活を送ることや環境保全活動に自主的に参加しながら、積極的に環境学習に取り組み、持続可能な社会を担う主体になることが期待されます。

家庭

家庭は、人を育てる原点であることから、「人づくり」を進めていく上で、重要な役割を担っています。

家庭の暮らしが環境問題の一因であることを理解し、環境への負荷を少なくする暮らしをすることが大切です。

家庭は子どもが基本的な生活習慣や社会規範を身につける場であり、そこで体験したり学んだことは、子どもの将来の考え方や行動に大きな影響を与えます。自然とのふれあいや日常生活を通して、豊かな感受性を育み、環境を守り大切にすることを育てることが期待されます。

また、学校・地域・職場で学んだことを家庭で話し合い、お互い学び合っ
て、日常の生活や生活習慣を見直して、環境に配慮した暮らしにつなげていく
必要があります。

地域団体

地域には、自治会、子ども会、老人会等の様々な団体があり、美化活動、
清掃活動、リサイクル活動、自然保護活動など地域に根ざした環境保全活動
を行っています。

自分たちの住む地域をよく知り、地域の様々な問題の解決のために、これ
らの主体が地域特性や世代の多様性等の特徴を生かした環境保全活動や環境
学習を展開することが望まれます。

NPO

地域において自主的・自発的に環境保全活動を行っているNPOは、環境
保全に対する住民の意識を高め、環境学習や環境保全活動への参加を促し、
活動を広めるうえで大きな役割を果たしています。

NPOは、その専門性を生かし、環境学習の指導者としての役割を担うこ
とや、県民、学校、事業者、行政など各主体間の連携に積極的に関わり、
様々な取組を効果的にコーディネートすることが期待されます。

(2) 学校の役割

学校は、子どもたちの人間形成に大きな影響を与える場であり、効果的な環境学習が期待でき、また、集団活動を通して、環境問題の解決に必要な不可欠な「人とかかわる力」を養うことができます。

幼稚園から大学まで、教育活動の全体を通じて、発達段階に応じて、体験を通じた環境学習の充実を図り、地域・家庭等との連携のもと、持続可能な社会の主体者を育てる環境学習を進めることが期待されます。

また、学校は、児童・生徒等が環境に対するモラルやマナーの習得を通して、環境に関する知識を身に付けるのみならず、日々の生活において、環境に配慮した行動が習慣として実践できるようになる場としての役割も担っています。

幼稚園においては、自然や環境に対する興味や関心を持たせ、豊かな感受性を育てることが期待されます。

小・中・高等学校においては、各教科や総合的な学習の時間や学校行事等学校経営の中で、総合的・体系的な環境学習を推進することが期待されます。

大学においては、環境学習の指導者や環境に配慮できる技術者などの養成や環境保全や学習の指導方法・学習用教材など環境学習に関する様々な研究を実施し、その研究成果を地域へ還元することが期待されます。

一方、教員は、校内の研修や外部研修への参加などにより、環境学習に関する資質向上に努めることが必要です。

なお、これらの実施にあたっては、家庭や地域団体、NPO、事業者、行政、他の学校等と協力・連携して取り組んでいくことが大切です。

(3) 事業者の役割

事業者は、環境に配慮した事業活動を進めることが事業者の社会的責任であることを認識し、組織全体で環境に配慮した事業活動を推進するとともに、従業員に対する環境学習を実施することが期待されます。

また、社会貢献として、地域の環境保全活動への積極的な参画や、ノウハウや人材等を活かした環境学習の実施、見学の受け入れによる環境学習の場としての事業所の提供、講師派遣等を通じて地域や学校等との協力・連携が期待されます。

さらに、事業活動の環境に及ぼす影響について、積極的に情報を地域に提供することが期待されます。

また、マスメディアは、環境学習に関する情報を広く県民に伝えることが期待されます。

(4) 行政の役割

県

県は、主として、県民の主体性を尊重しつつ、人材の育成と情報提供、各主体による環境学習の取組の支援、様々な場や主体がそれぞれ行っている活動・取組をつなぐなど、環境学習推進のための基盤づくりを担います。

環境に関する施設や研究機関について、施設の開放や情報提供等の充実に図り、環境学習の場としての有効活用を推進します。

また、国や市町村、公益法人、NPO、企業等と連携しながら、広域的な課題等に対応した環境学習を推進します。

環境は、社会や経済の様々な分野に関連することから、環境生活部や教育委員会だけでなく、総合企画部、総務部、健康福祉部、商工労働部、農林水産部、県土整備部など各部局庁との縦割りを排除し、緊密に連携・協力して、総合的・効果的な環境学習の推進に努めます。

さらに、事業者として、率先して環境負荷の低減に取り組むため、職員に対する研修・啓発を行います。

市町村

市町村は、住民にとって最も身近な行政機関であり、住民のニーズを機敏に把握し、地域の自然的・社会的な特性に応じた環境学習の推進を図ることができます。

身近な場における講座や学習会など地域住民の環境意識の向上や環境保全活動への取組を推進するための機会づくり、拠点となる場や情報の提供、地域における環境保全活動に対する協力や支援を行うなど、地域に根ざした環境学習を推進することが期待されます。

また、公民館や児童館、生涯学習センターなど、地域の社会教育施設等の積極的な活用を図るとともに、各主体間の連携・協働を支援することが期待されます。

環境学習推進の施策

各主体の取組が効果的に行われ、地域社会全体の取組へと広げていくためには、それぞれの役割や特性を生かした環境学習に取り組むとともに、お互いの立場を尊重したパートナーシップのもとで、連携・協働することが必要です。

県は、環境学習の課題と取組推進にあたっての視点・役割を踏まえて、関係する各主体と連携・協働し、次の取組を推進・促進します。

1 人材の育成と活用

環境学習の場には、学ぶ人と学びを支援する人が必要です。

環境学習の目標は、この学ぶ人が、知識の習得や理解にとどまらず、持続可能な社会の構築のために自らの責任をもって行動できるようになることです。

また、環境学習には、さまざまな場面で、その目的に応じた多様な環境学習のプログラムがあります。

学びを支援する人には、学ぶ人を学びあう仲間として尊重し、これらのプログラムを活用することが求められることから、環境学習指導者としての力^{*11}を備えた人材の育成に取り組めます。

さらに、環境学習の推進には、学ぶ人と学びを支援する人をつなぐ環境学習コーディネーター^{*12}が重要なことからこのコーディネーターの育成にも取り組めます。

そのために、一般市民や教員を対象に、伝える力、教える力、感受性を豊かにする体験学習を重視した研修会や講座の開催を充実させます。

また、講座等を終了した人々が生き生きと活躍できる実践の場の確保にも取り組めます。

さらに、すでに地域で活躍している環境学習指導者や環境学習コーディネーターを把握・整理し(例えば人材バンクなど)多彩な人材が活動できるようにします。

*11 環境学習指導者としての力…次ページのコラム参照

*12 コーディネーター…学校教育あるいは社会教育において、その相談を受け、行動につながる環境学習となるようにアドバイスをするとともに、テーマに応じた環境学習を支援できる市民団体・市民・事業者・行政を紹介する。また、その実践を評価して、学びを支援する人の環境学習に関するスキルを高めると同時に、ちばの環境学習の情報を収集して、広く発信する人。

コラム

環境学習指導者としての力（学びを支援する人に必要な力）

ファシリテーターとしての力

ファシリテーターは、ファシリテーター自身知っていることを教えるのではなく、学ぶ人の経験や知識に応じた気づきや理解、さらにクリティカル・シンキング（批判的思考）^{*13}を促す人のことを言います。

共に学ぶ関係をつくり、学ぶ人の主体性を引き出す学習の技能を身につけていることが重要です。

インストラクターとしての力

インストラクターは、学ぶ人の経験や知識に応じて知識を伝える人のことを言います。

情報をどのように収集するか、その情報の確からしさをどう判断するかなど、自ら学ぶ方法に関する知識を解説することが必要です。

また、持続可能な社会構築の阻害要因となっている環境問題等の地球的課題の相互関連性や複雑性、さらにその根本原因を理解しておくことが必要です。

インタープリターとしての力

インタープリターは、自然観察、自然体験などの活動の際、自然を保護する心を育て、自然にやさしい生活の実践を促すため、自然が発する様々な言葉を人間の言葉に翻訳して伝える人のことを言います。

植生や野生動物などの自然物だけでなく、地域の文化や歴史などを含めた対象の背後に潜む意味や関係性を読み解き、伝える活動を行なう人も含みます。

地域の自然や文化・歴史についてよく知っておくことが必要です。

*13 クリティカル・シンキング（批判的思考）・・・与えられた情報や知識を鵜呑みにせず、複数の視点から注意深く、論理的に分析する能力や態度。

2 情報の提供

現在、県内各地において、各主体が様々な内容で環境学習を実施しています。

環境学習に関する情報（指導者、プログラム・教材、場、活動団体、助成金等）を、いつでも入手できるよう、各主体と協働して情報の提供体制を整備し、各種メディアを活用して情報を提供します。

それによって、市町村や学校等へ情報を提供することにより、多彩な人材が活動できるようにします。

3 プログラム・教材の開発

地球温暖化、生物多様性、自然環境、廃棄物、資源やエネルギーなど広い分野を対象とし、幼児から高齢者までの幅広い年齢層に対応したプログラム・教材の作成に取り組めます。なお、作成に当たっては広く協力者を募集し、合意形成のもとに進めます。

さらに、各主体が地域の特性を生かした環境学習を推進するために必要なプログラムや教材づくりを支援します。

4 拠点の連携と場の活用

体験や実践を重視する環境学習では、多様な学習の場が必要です。

このため、環境学習関連施設、市町村公民館や自然学校^{*14}・フィールドミュージアム^{*15}、地域の拠点の活用と連携並びにそれらの施設を容易に活用できるしくみづくりに努めます。

例えば、干潟や里山など、自然体験や環境保全活動の実践できる環境学習の場の活用等のためのしくみづくりに努めます。

*14 自然学校・・・自然豊かな場所で、指導者が常駐し、プログラムを提供していくところ。地域の市民団体によるものや、有志がボランティアで行うもの、専門家による民間団体によるものなど様々な形がある。

*15 フィールドミュージアム・・・その土地の歴史・風土・文化そのものを博物館や美術館に見立て、住んでいる人と訪れた人が互いに価値を発見していく仕組。

5 機会の提供

県民一人ひとりが、日常の生活や事業活動と環境との関わりに気づくために、身の回りの自然や環境等について学ぶことができるようにします。

身近なところで楽しく環境学習に取り組める場や機会の充実を図り、環境学習の場を点から線、面へと広げていく方策を進めます。

このような学習会を進めるために育成されたコーディネーターが、学ぶ人と学びを支援する人を調整し、場づくり、機会づくりを充実させていきます。

そのため、環境学習の様々な分野、地域や年齢等の幅広い対象者等に応じた多様な学習会、自然観察会、講演会等の機会の提供に取り組み、環境学習の場に適切な環境学習指導者の派遣を行います。

6 調査研究

本県の環境学習の改善・充実を図るため、環境学習に関する各主体の意識やニーズの把握等に努めるとともに、先進的な地域における環境学習の実施状況、視察交流、内容、方法等の調査研究を行います。

7 県の率先取組

千葉県は、環境の保全・再生及び創造をすべての施策の基本とし、環境に配慮した行政事務や施策の推進に取り組んでいます。

今後も、このような取組を継続的に改善し、行政事務や施策を実施する管理のサイクルを定着させ、環境配慮の視点をさらに深めていきます。

また、職員一人一人は、生活者として家庭や地域で、環境に配慮した行動の実践者となるよう努めます。

そのため、新規採用職員の研修に、体験的環境学習を組み入れるなど、職員に対する環境研修の機会の充実を図ります。

推進体制 ～協働による取組の推進～

1 ちば環境学習ネットワーク会議の設置

県民、学校、事業者、行政など環境学習に取り組む各主体による連携・協働した環境学習を推進するため、各主体で構成する「ちば環境学習ネットワーク会議」(以下「ネットワーク会議」という。)を設置します。

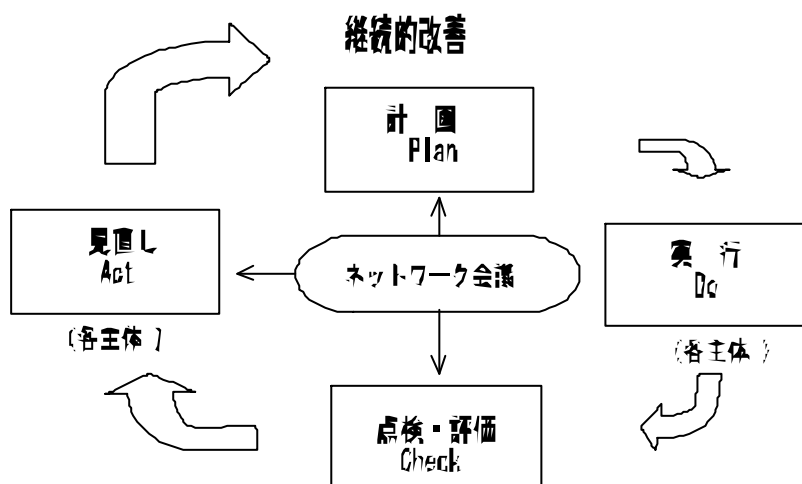
ネットワーク会議の役割

(1) 事業の計画策定と推進

このネットワーク会議^{*16}では、環境学習の情報収集や情報共有のシステムづくり、指導者養成、プログラム・教材づくり、場づくりなどについて検討し、実施計画案を策定します。

県は、実施計画案の実現に努めます。また、実施計画を着実に推進し、実効あるものとするため、マネジメントシステム(PDCA サイクル)を取り入れた計画の進行管理を行います。

具体的には、計画の進捗状況等をネットワーク会議において点検・評価し、必要な対策または見直しを行い、継続的改善を図ります。



*16 ネットワーク会議・・・ネットワーク会議の設置にあたっては、県民参加による準備会を組織し、ネットワーク会議の組織等について検討します。

(2) 県施策への提言

県民の意見を県の環境学習推進の施策に反映させるため、県の環境学習事業についての提言を行います。

県は、提言を尊重します。

2 庁内の連携体制

環境学習に関連する事業は、県行政の各分野で進められています。

知事部局と教育庁の関係各課で構成する「千葉県環境学習推進連絡会議」などの場を通じて、緊密に連携・協力し、環境学習の総合的・効果的な推進に努めます。

3 地域における環境学習ネットワーク

環境学習は、地域の自然的・社会的な特性に応じて推進することが必要であることから、地域における各主体が、連携・協働するための環境学習ネットワークをつくっていくことが期待されます。

4 基金等の活用

(1) 千葉県地域環境保全基金の活用

本県においては、地域に根ざした環境保全に関する事業を展開する資金を安定的に確保するため、平成2年3月27日に、「千葉県地域環境保全基金」を設置しました。

環境学習を推進していく上でこの基金の収益を有効に利用していきます。

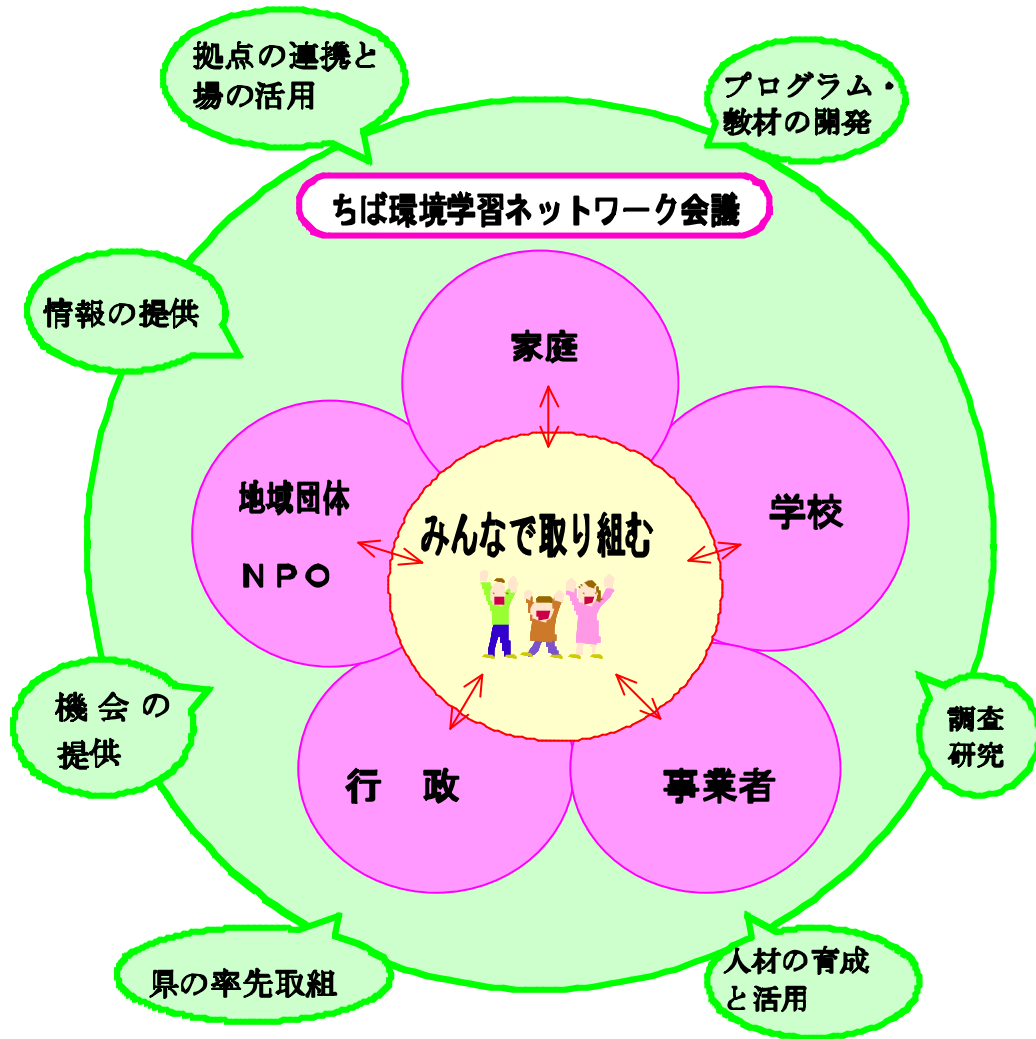
(2) ちば環境再生基金の活用

ふるさと千葉の自然を守るとともに、里山や沼の失われた自然を再生し、未来へ伝える活動を支援するため、平成14年2月に創設された基金を活用し、環境学習を推進します。

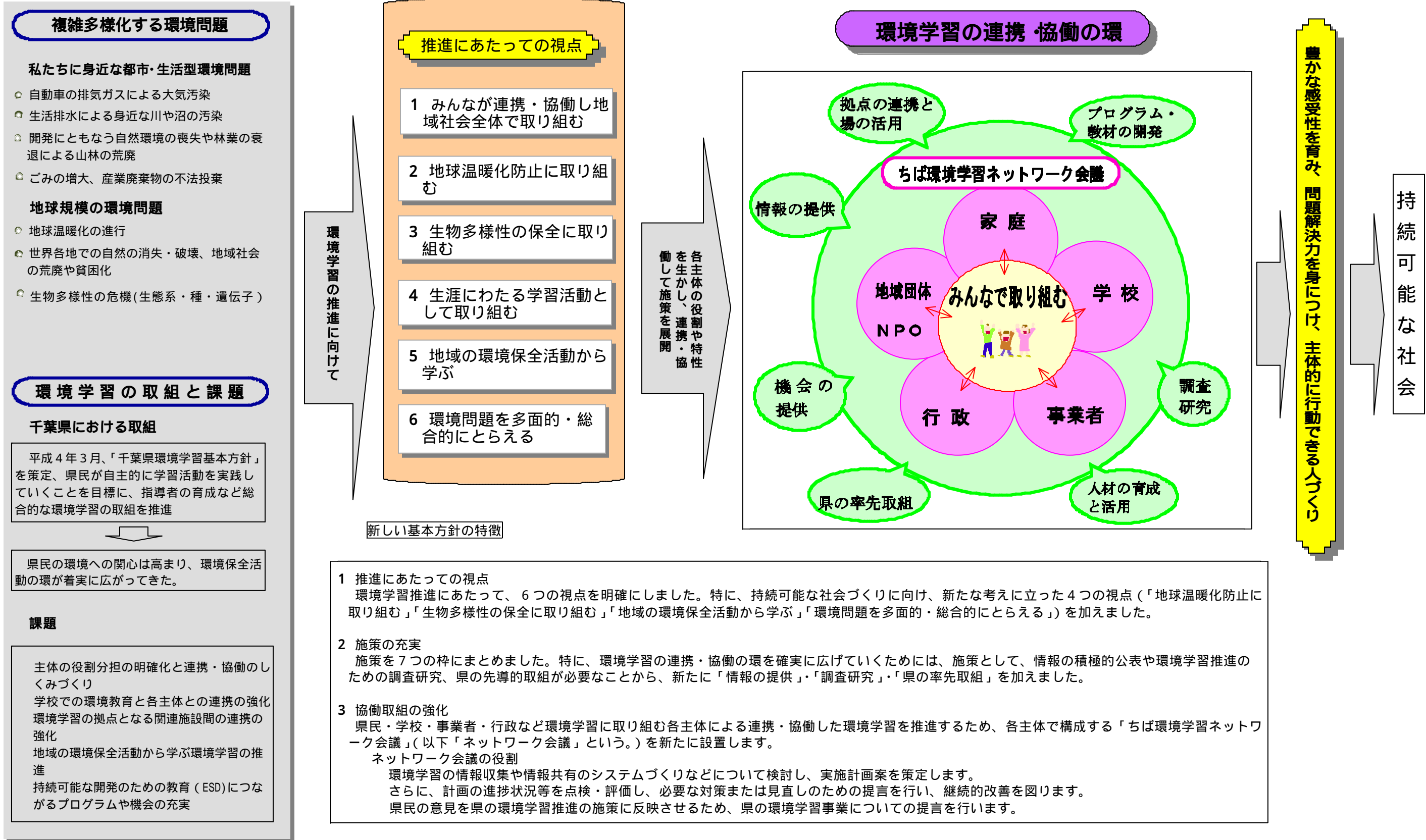
(3) 民間資金の活用

環境学習推進に関する種々の事業を達成するために、民間の環境関連基金や資金等を積極的に活用していきます。

環境学習推進体制



～ 千葉県が進める環境学習は、「持続可能な社会づくりに向けて、豊かな感受性を育み、問題解決力を身につけ、主体的に行動できる人づくり」をめざします。～



参 考 资 料

資料1 環境学習をめぐる国際的な動向及び国内の動向

国際的な動向	国内の動向
<p>1972年 国連人間環境会議(ストックホルム) 環境を保護向上していくために、環境教育の必要性が指摘され、教育の方向としてすべての人々を対象としてあらゆる教育機関において取り組むこと、との勧告がなされた。 この勧告の内容が「人間環境宣言」として提唱された。</p>	
<p>1975年 環境教育専門家会議(ベオグラード) 環境教育の目的として、環境及び環境に関する諸問題について関心を持つとともに問題解決のための知識や技術などを身につけた人々を育てることとし、環境教育の目標を関心、知識、態度、技能、評価能力、参加の6項目にまとめ、「ベオグラード憲章」として制定した。</p>	
<p>1977年 環境教育政府間会議(トビリシ) 環境教育の目的、目標、原則が示され、環境教育の基本となっている。</p>	<p>1977年 学習指導要領改訂に際し、理科、社会科などの教科において環境教育の重要性に配慮するなど内容の充実が図られた。</p>
<p>1982年 国連環境計画(UNEP)管理理事会特別会合「国連人間環境会議10周年記念会合」(ナイロビ) 国連機関の協力のもとに、教師・専門家・企業の管理者・意思決定者らへの研修、マスコミ・一般大衆・科学者への情報伝達を重視する10年計画が「ナイロビ宣言」として策定された。</p>	
<p>1984年 国連環境計画管理理事会特別会合で日本が提唱した「環境と開発に関する世界委員会」が設置された。</p>	
<p>1987年 環境教育と訓練に関する国連教育科学文化機関(UNESCO)国連環境計画(UNEP)国際会議(モスクワ) 1990年代に向けての環境教育と訓練の国際的戦略の指針、目的、行動を提示した。その対象は、情報アクセス 研究と実験広報活動 教育計画と教材 教育関係者の研修 職業技術教育 公衆の教育と広報活動 大学の一般教育 専門家の研修 国際地方協力の9項目である。</p>	

国際的な動向	国内の動向
<p>1989年 地球環境に関する東京会議(東京) 地球環境問題解決のため、すべての国が限りある地球で共存するための規範である「環境倫理」を基に、社会経済政策を統合し、行動していくことが確認された。ここで環境倫理とは、従来の人間のみを対象としたものではなく、人間と自然環境の道德関係を扱い、共存をめざすための倫理であると理解されている。</p> <p>1992年 国連環境開発会議〔地球サミット〕(リオデジャネイロ) 持続可能な開発に向けて、「環境と開発に関するリオ宣言」やその行動計画としての「アジェンダ21」が採択され、「アジェンダ 21」では、環境教育の重要性が確認された。</p>	<p>1988年 環境庁(現環境省)に設置された環境教育懇談会から、報告書が提出され、環境教育の進め方などに関する課題が示された。 また、環境庁において環境教育専門官が設置された。</p> <p>1989年 学習指導要領が改訂され、各教科において環境にかかわる内容が重視されることとなった。</p> <p>1990年 「日本環境教育学会」設立</p> <p>1991年 環境教育指導資料(中学校・高等学校編)が発行される。</p> <p>1992年 環境教育指導資料(小学校編)が発行される。 千葉県環境学習基本方針策定</p> <p>1993年 環境基本法が成立 「今日の環境問題を解決するためには、経済社会システムやライフスタイルを環境への負荷の少ないものへと変革していく必要がある」という考え方にたち、多様な施策を講ずることを規定し、さらに法制上初めて環境・環境学習の重要性が位置づけられた。</p> <p>1994年 環境基本計画が作成され「持続可能な生活様式や経済システムの実現のために環境保全に関する教育及び学習を推進すること」が定められた。</p> <p>1996年 千葉県環境基本計画策定 中央教育審議会では、環境教育がますます重要性を増していくと認識され、各学校での具体的な取組への期待や教員養成課程におけるカリキュラムを充実することの必要性が指摘された。</p>

国際的な動向		国内の動向	
1997年	<p>環境と社会に関する国際会議（テサロニキ）</p> <p>環境教育は単にそれ自体が目的ではなく、態度や生活スタイルを変化させる手段であり、人々に知識やスキルを広め持続可能性に向けて変化するための備えを与えるものと定義され、環境教育を「環境と持続可能性のための教育」と呼ぶこともできると宣言された。</p>	1999年	<p>中央環境審議会で「これからの環境教育・環境学習ー持続可能な社会をめざしてー」が答申された。</p>
2002年	<p>持続可能な開発に関する世界サミット〔環境開発サミット〕（ヨハネスブルク）</p> <p>リオの地球サミットで採択された行動計画「アジェンダ 21」の実施状況を検証し、地球を守る取組を強化するための会議とされ、貧困撲滅、途上国の援助、水資源・天然資源の保護をテーマに6万人が参加した。</p> <p>同サミットで日本政府が提案した「持続可能な開発のための教育の10年」が第57回国連総会において採択され、今後この大きな枠組みの中で、環境教育が他分野と連携して実施されることが期待されている。</p>	2000年	<p>新環境基本計画策定</p>
		2003年	<p>「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」制定</p> <p>環境教育を推進し環境の保全についての国民一人ひとりの意欲を高めていくことなどを目的とする。</p>
		2004年	<p>「環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本的な方針」が策定される。</p> <p>持続可能な社会づくりに向けて、環境保全の意欲の増進、環境教育の推進についての考え方、進め方、施策が総合的に位置づけられた。</p>
		2006年	<p>新しい教育基本法が施行され、教育目標の一つとして「生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。」が示された。</p>
		2007年	<p>千葉県環境学習基本方針改訂</p>

資料2 千葉県環境学習関連事業（平成18年度）

機関名	事業名	内容	開始年度
水政課	全日本中学生水の作文コンクール	国による「水の日」、「水の週間」の一環行事として、次代を担う中学生を対象として「水について考える」をテーマに作文を募集。	昭和54年度
	副読本「水のはなし」の作成	水の役割や大切さについてわかりやすく取りまとめた社会科副読本「水のはなし」を作成、県内全小学3年生に配布。一般県民からの問い合わせやイベント等に配布し、水行政のPR誌としても活用。	昭和50年度
	「水の大使2006」	県内の小学生が「水の大使」として、八ッ場ダムが建設される群馬県長野原町を訪ね、ダムにより水没する地域の小学生との交流会などを通して、「水の貴重さ・大切さ」を学ぶ。	平成4年度
	森と湖児童交流	国交省等が毎年7月下旬に実施している「森と湖に親しむ旬間」行事に県内小学生が参加し、水をテーマとした体験学習を通して地元小学生と交流。	平成12年度
高齢者福祉課	千葉県生涯大学校管理運営委託事業	大学校における学習として環境問題の現状等の理解を深める講座（「環境を守る暮らし方」、「大気・水環境」、「自然・動植物環境」、「循環型社会」等）を実施。	昭和50年
環境政策課	環境学習アドバイザー制度	住民団体や市町村等が実施する学習会、研修会などに環境学習アドバイザーを派遣。	平成8年度
	県民環境講座	県民を対象に、環境や環境問題の現状について理解を深めてもらう講座。	平成8年度
	こどもエコクラブ事業	子どもたちが主体的に行う環境学習及び環境の保全に関する活動を支援。	平成7年度
	NPOによる公募型環境学習	環境学習に関する専門的な知識とノウハウを持ったNPOから一般県民や子どもを対象とした環境講座の企画を公募し、委託により事業を実施。	平成15年度
	エコマインド養成講座	環境学習の指導者や地域の環境保全活動リーダーの育成。	平成5年度
	環境学習用教材の提供	環境学習教材（ビデオ等）の貸出。	
	こっこっちばCO2CO2ダイエット出前講座	地域における地球温暖化防止対策を推進するために、学校や事業者等が実施する研修会や講習会などに千葉県地球温暖化防止活動推進員を講師として派遣。	平成18年度
環境研究センター	ごみとリサイクルの発行	ごみ問題の入門書として、市町村、図書館、教育委員会等に配布。市町村等で実施する研修用資料として提供。	平成7年度
	センターニュースの発行	センターの施設、研究活動状況、行事、環境に関する事項等を分かり易く紹介し、県民や関係機関にセンターへの関心を高めていただくために配布。	平成18年度
	環境研究センター公開講座の開催	県民の環境問題への理解と、環境保全への取組を喚起するため、センターの調査研究を中心とした講座及び施設見学会等を月1回開催。	平成13年度

機関名	事業名	内容	開始年度
環境研究センター	環境学習施設の利用	展示、図書、視聴覚コーナー等を備え、環境に関する情報の提供及び啓発を実施（団体者には環境講座及びビデオ学習の実施）。	平成7年度
	環境情報の提供	環境関連の書籍やビデオ、環境白書等の市町村情報等を収集、整理し、希望によりこれらを貸出。	平成7年度
	環境研究センターホームページによる情報の提供	環境に係るデータベースを運営し、インターネットホームページによる県民サービス、データベースによる県・市町村行政支援を実施。	平成10年度
	研修生の受入	海外研修生等を受入れ、研究成果を含め環境問題への知識、技術の習得に対する支援を実施。	平成6年度
	センター一般公開	環境月間、科学技術週間に併せて研究室を開放し、啓発活動を実施。	
	講師等の派遣事業	県民へのより多くの啓発機会を提供するため、市町村、学校、各種団体等の要請により情報提供や研修活動を実施。	
大気保全課	全国星空観察事業	全国各地で一斉に肉眼や双眼鏡を使った身近な方法によって夏期と冬期の年2回星空観察を実施。	
水質保全課	水生生物による水質調査	カゲロウ、サワガニなど川にすむ水生生物を指標とした大人から子どもまで参加できる水質調査で、身近な川の水質を知ってもらうとともに、その結果を水質の長期的、複合的な影響を考えることに役立てる。	昭和59年度
	環境学習副読本「印旛沼ってどんな沼」の発行	印旛沼流域の小学校を対象とした環境学習に利用。	平成16年度
	印旛沼水循環健全化緊急行動計画「みためし行動学び系」の印旛沼をテーマとした環境学習	モデル小学校において、学校周辺での自然体験や印旛沼の今昔や水環境等についての出前学習を実施。	平成17年度
水質保全課 (手賀沼親水広場)	手賀沼親水広場を活用した水環境学習	親子船上学習会、手賀沼ウォッチング、自然観察会の実施。	平成8年度
自然保護課	自然観察指導員講習会 (隔年実施)	日本自然保護協会との共催により自然観察会のボランティアリーダーを育成。(18年10月20～22日、清和県民の森及び国民宿舎清和にて)	
自然保護課 (いすみ環境と文化のさとセンター)	環境学習施設の利用	ネイチャーセンター(展示、図書、視聴覚コーナー、工作室等を設置)、生態園、デイキャンプ場などでの自然環境と文化に関する情報の提供及び啓発の実施。センター地区を利用した環境学習の場を提供。	
	いすみ環境と文化のさとセンターを活用した環境学習	正月はネイチャーセンター内にある工作室にて、「おかざりづくり」、5月は水田で「田植え」、9月は「稲刈り」、また、ハス田鑑賞会など毎月、定期的に行事を実施。	

機関名	事業名	内容	開始年度
自然保護課 (行徳野鳥観察舎)	環境学習施設の利用	展示、図書、視聴覚コーナー等を備え、環境に関する情報の提供及び啓発を実施(団体には環境講座及びビデオ学習の実施)、園内観察会(鳥獣保護区を県民に適切に開放する。)、自然観察案内人養成講座(身近な自然の大切さを理解し、他人に伝える技術を習得する。)、総合学習への講師の派遣を実施。	
資源循環推進課	3Rの推進	ごみの発生抑制「リデュース(Reduce)」、繰り返し使うこと「リユース(Reuse)」、再生利用「リサイクル(Recycle)」の3Rの取組について、10月の3R推進月間を中心に、広報活動を実施。	
	環境経営セミナー	事業者を対象に、「環境への配慮」が経営判断の基準に追加されるよう、環境配慮型経営の必要性や有益性、その方法に関するセミナーを実施。	
資源循環推進課 (千葉県環境財団)	「ちば環境再生基金」・公募助成事業(NPO環境活動への支援)	NPOや市民団体による「自然環境の保全と再生」、「体験的環境学習」、「省資源リサイクル」の活動を支援。	平成14年度
観光課	参加体験型観光推進事業	自然体験活動リーダー養成講座の実施(CONE共通カリキュラムに基づく)	平成15年度
農林水産政策課	農地・水・農村環境保全向上活動支援実験事業	農業者及び地域住民等の多様な主体の参画を得た活動組織を立ち上げ、農地・農業用施設等の適切な保全及び維持管理を推進し、今後の集落のあり方を検討するとともに、農村環境の保全・向上活動を実施。	平成18年度
耕地課	田園自然環境保全・再生支援事業	農村の貴重な財産である「自然」を活用して、様々な人々がふれあう美しい農村づくりのため、地域の身近な自然環境の保全・再生活動を支援。	平成16年度
農村整備課	中山間ふるさと・水と土保全対策事業	中山間地域において、農地や土地改良施設の有する多面的機能の良好な発揮と地域住民活動の活性化を図るため、本活動を推進する人材育成。	平成5年度
農村整備課 (香取農林振興センター)	田園空間整備事業	農村空間の自然・景観・伝統・文化を、保全・復元・活用する住民活動拠点の整備。	平成12年度
みどり推進課	みどりの少年団育成強化対策事業	次世代を担う少年少女達が、森林を中心とした緑に関する学習活動、地域の社会奉仕活動などを通じ、自然に親しみ、緑を大切にすることを育むことを目的とした「みどりの少年団」の結成の促進、育成。	平成4年度
	みどりのボランティア推進事業	みどりづくりに参加するボランティアを募集・登録し、研修会・実践活動・情報提供等を実施。	平成8年度
	県民の森管理事業(各県民の森の開催行事・教室)(一般県民対象募集)	県民の森主催による自然観察、野鳥観察、野草観察会などの開催。	昭和45年度
	県民の森管理事業(各県民の森の開催行事・教室)(小中高生対象募集)	県民の森主催による自然観察、野鳥観察、野草観察会などの開催。	昭和45年度

機関名	事業名	内容	開始年度
林務課	「教育の森」制度	個人が所有する森を県が認定し、さまざまな体験活動、学習活動、野外活動のフィールドとして活用してもらう制度。 18年度末現在で115箇所を認定、利用者数9,586人。	平成5年度
水産総合研究センター内水面水産研究所	豊かな水辺環境の保全と再生の推進事業	水産総合研究センター内水面水産研究所に開設している「魚にやさしい水辺づくり相談窓口」及び展示施設の公開により、魚介類に関する情報、水辺環境の保全技術、魚介類の増殖技術を広く県民に提供し、水辺環境の保全再生活動を支援。 (1)「魚にやさしい水辺づくり相談窓口」開設週5日、相談件数109件。 (2)「千葉の淡水魚-資料展示室」開設週5日、見学者数656人。	平成16年度
河川環境課	印旛沼みためし行動(学び系・生態系)	印旛沼に関わる出前学習、フィールド学習の実施。流入河川・水路に生育する水草分布調査の実施等。	平成16年度
	印旛沼わいわい会議・再生行動大会	印旛沼流域水循環健全化に向けた取組・活動を県民へ周知し、一緒に行動していくための会議の開催。	平成16年度
港湾課	袖ヶ浦海浜公園の風力発電施設	園内の施設に電力を供給するとともに、訪れる人々に地球に優しい自然エネルギー(風力)の学習の場を提供。	平成14年度
下水道課	下水道の日	下水道の普及促進を図るため、広く国民の理解と関心を深めることを目的として、毎年9月10日を下水道の日と定め、全国各地において多種多様な行事、広報活動を実施。	
教育庁指導課	「環境学習指導のてびき」作成事業	各教育事務所管内の小中高の各学校が連携をして、地域の自然環境や社会環境に結びついた環境学習に取り組み、その成果をまとめて「環境学習指導の手引き」を作成。県内の各学校等に配付。	平成18年度
総合教育センター	自然科学公開講演会	環境教育推進校等によるポスター発表(5地区15校)。 国立科学博物館人類研究部長 馬場悠男氏による講演「日本人の由来と変遷～祖先達の姿と環境適応を探る～」を実施。	平成6年度
	環境教育推進事業報告書の発行	「自然科学公開講演会」「エコメッセ2006 in ちば」「学校における環境教育に関する実態調査内容及び結果」の報告書を作成。	平成18年度
手賀の丘少年自然の家	源流を探ろう	利根川上流の水源地域や手賀沼の船上見学を通じて、水の大切さや治水の必要性などを体感する。 関宿城博物館との共催事業。	
	秋の手賀沼まるかじり～手賀沼散策と船上見学～	手賀沼畔の散策や手賀沼の船上見学を通じて、環境について考える。 我孫子市鳥の博物館との共催事業。	
	来て、来て冬鳥くん	手賀沼などで冬に見られる野鳥を観察。 我孫子市鳥の博物館との共催事業。	
君津亀山少年自然の家	いくぞ探検隊	地域の野山や川で動植物を観察し、自然に親しむ。 中央博物館との共催事業。	

機関名	事業名	内容	開始年度
東金青年の家	探鳥会	東金周辺の野鳥生息地で野鳥観察を楽しみながら、自然の大切さを学ぶ。	
	谷津田の米作り体験	田植えや稲刈り体験を通じて、自然の大切さを学ぶ。	
千葉県立中央博物館	企画展 驚異の深海生物?未知の"深"世界をさぐる?	普段の生活からは垣間見ることのできない深海に生きる生物を、開館以来収集してきた実物標本や写真・パネル・ジオラマ等を用いて紹介。	平成18年度
	春の展示 結晶とガラス	地球を構成する岩石や鉱物を、結晶と非結晶(ガラス)という視点から紹介。	平成18年度
	冬の展示 おもしろ研究紹介	研究職員が行っている研究の中から6つのテーマを選択し、博物館における研究活動の姿を紹介。	平成18年度
	冬の展示 千葉の干潟	学芸員と県民・NPOが、千葉の環境保全のシンボルである干潟をテーマに、協働して展示。	平成18年度
	春の展示 山の科学画	山岳地形の研究者である五百沢智也氏(元国土地理院勤務、千葉県一宮町在住)の、日本アルプスやヒマラヤを中心とした地形鳥瞰図や、各地のスケッチ画を、その描き方や地形の解説などを加えて、系統的に展示。	平成18年度
	生態園トピックス展 春の鳥	生態園で春に見られる鳥を写真や標本で紹介。	平成18年度
	生態園トピックス展 舟田池と水辺の植物	舟田池で実施している水生植物繁茂域拡大事業について、なぜ・どのように実施しているのかを紹介。	平成18年度
	生態園トピックス展 生態園ギャラリー	来園者により撮影された生態園内の自然の写真を展示し、来園者による投票で優秀作品を選出。	平成18年度
	やってみよう!さわってみよう! ペットボトルで雪の結晶をつくろう/雪の結晶ペンダントをつくろう	ペットボトルの中に雪の結晶をつくる実験を行う。また、雪の結晶型と氷を使ってペンダントをつくる。	平成18年度
	やってみよう!さわってみよう! 木の葉図鑑を作ってみよう	実物の葉をパウチして木の葉図鑑をつくる。	平成18年度
	やってみよう!さわってみよう! 石を割って結晶をとりだそう/折り紙で結晶をつくろう	花崗岩を岩石ハンマーで割り、岩石を構成する鉱物のようすを観察する。また、折り紙で4面体や6面体などの結晶の基本形をつくる。	平成18年度
	やってみよう!さわってみよう! 鉱物結晶のふしぎ	結晶としての鉱物が示す不思議な現象を簡単な実験で紹介。	平成18年度
やってみよう!さわってみよう! さかなくんと調べる深海魚	企画展関連イベント。タレントさかなくんと深海魚を調べる。	平成18年度	
やってみよう!さわってみよう! 深海の生き物をさわってみよう	企画展関連イベント。本物の深海生物をさわってみる。	平成18年度	

機関名	事業名	内容	開始年度
千葉県立中央博物館	やってみよう！さわってみよう！ 深海生物のペーパークラフトを作ってみよう1	企画展関連イベント。深海生物のペーパークラフトをつくる。	平成18年度
	ステップアップ体験教室 コケで人形をつくろう	コケ植物を使った人形を作りながら、コケ植物に親しむ。	平成18年度
	ステップアップ体験教室 ハチを知ろう	ハチって、ちょっと怖いですね。でも、ちょっと気になる虫です。ハチについて、実物・標本などで学ぶ。	平成18年度
	ステップアップ体験教室 結晶のはなし～水晶～	パソコンソフトを使って水晶の結晶成長のシミュレーションを行う。	平成18年度
	ステップアップ体験教室 岩石薄片をつくろう	岩石を薄くみがいて岩石薄片を作成し、偏光顕微鏡で観察。	平成18年度
	ステップアップ体験教室 昆虫標本の作り方	チョウや甲虫などの実物を使って昆虫標本の作り方を学ぶ。	平成18年度
	ステップアップ体験教室 ケモノの骨	死体を解剖してアカネズミの頭骨標本をつくる。完成品は博物館に収蔵。	平成12年度
	ステップアップ体験教室 東京湾三番瀬の生きもの	三番瀬にて干潟の生きものを観察する。また区画法を用いた生物生息状況調査を体験する。東邦大学理学部共催。	平成12年度
	ステップアップ体験教室 海藻の押し葉づくり	千葉県のアサギについて簡単な解説をおこない、親子で海藻の押し葉をつくる。	平成12年度
	子ども体験教室 砂つぶの顕微鏡観察	私たちが住む下総台地をつくる地層から砂を採集し、顕微鏡で観察。	平成18年度
	子ども体験教室 タヌキのほねパズル！	本物のタヌキの骨にさわって、パズル気分で骨の形やしくみを楽しむ。	平成18年度
	子ども体験教室 クリスマス体験イベント	松ぼっくりを使って、小さなクリスマスツリーを作る。	平成14年度
	子ども体験教室 結晶づくり	ミョウバンや塩を使って、実際に結晶をつくる実験を行う。	平成18年度
	子ども体験教室 ヤドカリの世界	ヤドカリの興味深い生態、行動、分類、採集、飼育方法について紹介	平成12年度
	子ども体験教室 カニの秘密	知っているようでよく知られていないカニの体のしくみについて調べる。	平成12年度
	子ども体験教室 生態園で拾ってみよう	生態園で、落ち葉や木の実を探して、散策する。	平成14年度
	子ども体験教室 顕微鏡で昆虫を覗いてみよう	おもしろい形をしたクワガタムシの角や美しいチョウのはねなどを顕微鏡で観察し、それらをスケッチすることによって昆虫のかたちやつくりを学ぶ。	平成12年度
	山の学校	自然観察路で毎月、生きものを観察する。参加者の発見をきっかけに分かりやすく解説する。	平成7年度
	夏休み自由研究相談会	標本の同定を主とし、そのほか、夏休みの自由研究の相談会を実施。	平成7年度
	みんなのイベント インスタント押し葉標本づくり	電子レンジを使った簡単な押し葉標本の作り方、押し葉図鑑をつくる。	平成12年度

機関名	事業名	内容	開始年度
千葉県立中央博物館	みんなの観察会 潮だまりの海藻	鯛の浦の磯で海藻を観察し、その見分けかたを学ぶ。	平成12年度
	みんなの観察会 夏の昆虫	雑木林や草原の昆虫を採集・観察し、昆虫の種類やすみかを紹介。	平成12年度
	みんなの観察会 嶺岡山地の岩石・鉱物	房総半島では数少ない岩石・鉱物の産地である嶺岡山地で、それらの観察を実施。	平成12年度
	みんなの観察会 銚子の化石と地層の観察会	千葉県銚子市の犬吠埼周辺の海岸で、白亜紀の地層と化石を観察。	平成12年度
	みんなの観察会 自然まるごと観察会	植物、昆虫、地学の専門家の解説が一度に聞けるよくばりな観察会。	平成16年度
	みんなの観察会 アカマツ林のきのこ	里山の自然にみられるきのこの見分け方を学ぶ。	平成元年度
	みんなの観察会 カタツムリをさがそう	青葉の森公園を歩いて、カタツムリをさがす。	平成12年度
	みんなの観察会 コケの観察会	環境ごとにみられる代表的なコケ（センタイ類と地衣類）を観察。	平成元年度
	みんなの観察会 植物観察会	年2回程度野山に出て、植物を観察。	平成2年度
	みんなの観察会 地びき網でとれる砂浜の生きもの	地びき網を引き、とれた生きものを観察。	平成12年度
	教員と指導者のための実践講座 微化石の取り出し方と顕微鏡観察	下総台地の数十万年前の泥から数mm～数μmの小さな化石を取り出して観察。	平成16年度
	教員と指導者のための実践講座 台地をつくる砂とロームの鉱物観察	私たちが住む下総台地をつくる地層から砂とロームを採集し、顕微鏡で観察。	平成16年度
	毒きのこ相談室	持ち込んでいただいた野生きのこを鑑定。	平成18年度
	親子の動物観察会 アリ	生態園やその周辺で身近なアリを観察。	平成16年度
	親子の動物観察会 とりの声をさがそう1	音声識別装置「ききみみずきん」を使って鳴き声をたよりに春の野鳥を探し、観察。	平成15年度
	みんなの講演会	企画展やそのほかの展示会に関連した講演会を実施。	平成元年度
	中央博物館シンポジウム	自然誌シンポジウムを始め、展示にちなんだ内容などで、シンポジウムを実施。	平成元年度
	親子の動物観察会 アカネズミ	森に暮らすアカネズミを観察。	平成12年度
	親子の動物観察会 夜に鳴く虫(20時まで)	夕方から夜にかけて、生態園でなく虫の観察を実施。	平成14年度
	親子の動物観察会 夏の昆虫	雑木林や草原の昆虫を採集・観察し、昆虫の種類やすみかを紹介。	平成18年度
大人おすすめ講座 コケ植物の顕微鏡観察	コケ植物を顕微鏡で観察。	平成12年度	
大人おすすめ講座 きのこの顕微鏡観察	きのこのなかまを、顕微鏡を使って調べる方法を学ぶ。	平成12年度	

機関名	事業名	内容	開始年度
千葉県立中央博物館	大人おすすめ講座 バラの歴史	バラの品種の系統を解説。	平成18年度
	大人おすすめ講座 地衣類の分類(上級)	地衣類の分類に関連したテーマを各自設定し、年間を通じて実践的に学ぶ。	平成12年度
	大人おすすめ講座 環境教育ワークショップ	環境教育に関するワークショップを実施。	平成12年度
	大人おすすめ講座 地層のでき方実験	地層のできかたを実験水路や剥ぎ取りを使って説明する。	平成12年度
	大人おすすめ講座 房総の地形を訪ねる(講義編)房総南端の地形	房総各地の知られざる地形を訪ね、その特徴や成り立ちを考える。講義と野外観察会のセット。	平成12年度
	大人おすすめ講座 農村景観を歩く(講義編)	農村の景観を講義と観察会のセットで解説。	平成11年度
	大人おすすめ講座 花粉を見る・調べる	顕微鏡を使って、ひとつぶひとつぶ違う花粉の不思議な姿を観察。	平成12年度
	大人おすすめ講座 藻類の分類と進化	藻類の系統進化の概要を解説し、特にシャジクモ類の分類について解説する。	平成12年度
	大人おすすめ講座 土壌動物入門 生きた土の中の生き物を見る	生きたダニ・トビムシ・クマムシなどさまざまな土壌動物を観察し、生活や役割について解説。	平成12年度
	大人向けおすすめ講座 音で味わう博物館	博物館展示に触発されたギター演奏のほか、参加者もいっしょになって展示のイメージを音で表現する。	平成18年度
	大人向けおすすめ講座 イネ科入門	分類が難しく、敬遠されがちなイネ科の植物の同定のこつを、実物を解剖しながら学ぶ。	平成18年度
	大人向けおすすめ講座 山の画像を作る	山の断面図や鳥瞰図、あるいは山座同定図などを、パソコンを用いて描く方法を解説、実習する。	平成18年度
	大人向けおすすめ講座 滝の地学(現地編)	滝について、講座と現地観察会によって解説。	平成2年度
	大人向けおすすめ講座 マレーシアの博物館見聞録～貝類を通して～	昨年見学したマレーシアの博物館などを紹介。	平成18年度
	大人向けおすすめ講座 図鑑で魚の名前を調べてみよう	図鑑と実物の標本を用いて、魚の名前の調べ方を学ぶ。	平成12年度
	房総の山の観察会 泥だんごで学ぶ地質学1	泥だんご作りをとおして千葉県の大地の成り立ちを学ぶ。	平成12年度
	生態園学校 芽ばえ研究会'05(観察会)	1年を通して、生態園やその周辺で自然に生えた芽ばえを観察。(年間を通しての連続講座。前年と一括申込)	平成15年度
	生態園学校 耳をたよりに野鳥をさがす方法	鳥の鳴き声に親しむ新しい方法として、音声識別装置「ききみみずきん」を活用した野鳥観察のための学習プログラムを概観し、生態園で体験する。	平成18年度
	生態園学校 生態園の音が出る地図をつくろう	環境学習に役立つ方法として、音声識別装置「ききみみずきん」を使って、自然の音などを録音しながら、環境情報を集めて、地域の音の出る地図を作成。	平成17年度

機関名	事業名	内容	開始年度
千葉県立中央博物館	房総の山の観察会 いくぞ探検隊	小櫃川の上流で川や周辺の生きものを観察。 君津亀山少年自然の家との連携事業。	平成12年度
	房総の山の観察会 夏の山の昆虫	房総の山の森で昆虫の採集と観察をする。 夜間採集や標本づくりの解説を行う。	平成15年度
	房総の山の観察会 小系川を歩く	小系川に沿って源流をめざして歩き、周辺の自然や文化を学ぶ。	平成18年度
	房総の山の観察会 亀山観察会	春と秋の亀山渓谷をゆっくりと歩き、自然観察。 君津亀山少年自然の家との連携事業。	平成2年度
	生態園ギャラリー	生態園で撮影した作品を応募し、オリエンテーションハウスに展示。	平成17年度
	生態園植物観察入門	季節ごとに生態園の園路を巡って、植物観察を実施。初心者向け。	平成16年度
	生態園鳥のさえずり	早朝から、生態園で鳥の観察を実施。	平成12年度
	生態園植物の観察会	四季を通じて、生態園の園路周辺の植物を観察。	平成元年度
	森の調査隊	土・日・祝祭日および小学校の長期休業中にワークシートを使った自然観察を、ボランティアとともに実施。	平成14年度
千葉県立中央博物館大利根分館	リサイクルとエコ	むかしの道具をリサイクルの視点から、住む、食べる、明かりと燃料、着るの4つのテーマ別に観察・体験を実施。	平成18年度
	川のフィールドミュージアム	水田や水路で生物を採集・観察。	平成18年度
千葉県立中央博物館分館海の博物館	観察会	野外で生きものや自然を観察。	平成11年度
	講座	室内で生きものを観察したり解説する。	
	フィールドトリップ	博物館前の磯で生きものを観察。	
	野外実習授業	学校等の団体を対象とした野外観察。	
	出前授業	学校等の団体を対象とした授業。	
	環境学習研究会	教員を対象とした研修。	平成12年度
千葉県立現代産業科学館	企画展「未来へ走るクルマとエコ」	クルマの仕組みと省エネ等の技術を紹介。	平成18年度
千葉県立関宿城博物館	自然観察会	館周辺の河川敷や中之島公園に生息する植物や野鳥、当日の雲のようすなどを観察。	平成16年度
千葉県立関宿城博物館	源流を探ろう	利根川の上流域と中流域の水環境を学習するため、市民参加型形式でダムや水質管理所等を見学。	平成16年度
	中之島クリーン作戦	館に隣接する中之島公園の環境整備の一環として、市民参加形式で空き缶やゴミを回収。	平成16年度
千葉県立房総のむら	里山観察会	古来より衣食住に関わりの深い植物やきのこについて、房総のむら敷地内で、解説を交えた観察会を実施。	平成16年度
千葉県立安房博物館	海藻押し葉教室	館山湾でみることのできる海藻を利用して押し葉を製作。	平成16年度
	櫓漕ぎ体験	日本の伝統的和戦を用いて操船を体験し、海上輸送や漁撈の様子について理解するとともに、箱メガネにより藻場の様子等を見学し、自然環境について考える。	平成13年度
	南房総～貝がら探検隊～	NPOと連携して館山湾においてフィールド学習を行い、オリジナル標本等を作成しながら海の自然環境や生態系について学ぶ。	平成16年度

機関名	事業名	内容	開始年度
千葉県立安房博物館	沖ノ島探検隊	海辺の自然と触れ合い体験をとおり、子ども達の生きる力を育成する。沖ノ島を拠点に自然や歴史など様々な地域資源を探検しながら学ぶ。	平成17年度
	海辺の達人養成講座 in 南房総	館山湾の自然環境を利用し、地域連携による総合的な海辺の自然体験プログラムの開発と実践的に力を発揮できるインストラクター（海辺の達人）を育成。	平成18年度
	館山市地域こども教室	館山市内の子ども達が、放課後、館山湾の生態系や海の生きものについての魅力を体験的に学ぶ。	平成18年度
	ウミホタル発光体験	館山湾に生息するウミホタルをとおり、館山湾の自然環境を学ぶ。	平成18年度
	貝細工	館山湾に生息していた貝殻を使用して貝細工を行い、海の環境について考える。	平成18年度

資料3

「環境学習基本方針をつくろう会」名簿

(会毎に50音順)

氏名	所属等	備考
あきいくにお 秋井邦夫	環境シンポジウム千葉会議	作業部会
あらしげし 荒尾繁志	環境パートナーシップちば	
いわせくにお 岩瀬邦生	八千代市環境モニター	
うちやまさよし 内山真義	TEA - NET	
おおにしゆうこ 大西優子	環境パートナーシップちば	
さとうみのる 佐藤実	企業	
せきくちひろあき 関口宏聡	人づくり街づくり環境づくり	
たなかまさひこ 田中正彦	ちば環境情報センター	
つやまあきひこ 津山彰彦	環境漫画家	
なががわふみこ 中川文子	松戸ケナフの会	
もぎひさこ 茂木久子	アースコン・マツド	
いのうえけんじ 井上健治	G O N E T	ネットワーク会議 準備会
くらたともこ 倉田智子	環境カウンセラー千葉県協議会	
たきかずお 瀧 和夫	千葉工業大学	
はやしまさのり 林 正徳	環境カウンセラー千葉県協議会	
ひろたゆきえ 広田由紀江	環境パートナーシップちば	
ほしのひかる 星野 光	ちば環境情報センター	
かとうけんぞう 加藤賢三	環境パートナーシップちば	実行委員会
くわはたかずこ 桑波田和子	環境パートナーシップちば	
こにしゆきこ 小西由希子	ちば環境情報センター	
つちだしげみち 土田茂通	環境カウンセラー千葉県協議会	
なかおかともえ 中岡丈恵	ちば環境再生県民の会	
よこやまきよみ 横山清美	環境シンポジウム千葉会議	

千葉県環境学習基本方針「策定のプロセス

2006年	11月	意見交換 ↓ 県民の意見公聴	<p>環境基本計画」生物多様性ちば県戦略」環境再生計画」環境学習基本方針」策定にあたってのタウンミーティング。 全体で20回開催(タウンミーティング実行委員会 44団体)</p>
	12月		<p>このうち、環境学習を主課題とする集会3回開催。 千葉市 (11月28日 39人参加) 千葉市 (12月10日 70人参加) 松戸市 (12月17日 52人参加) 総括大会千葉市 (12月23日 170人参加)</p>
2007年	1月		<p>タウンミーティングの意見を反映して県が素案作成</p>
	2月	県民参画による素案策定段階 ↓	<p>千葉県環境学習基本方針策定に向けた打合せ。 TM実行委員6人による打ち合わせ (2月22日11人参加) TM「環境学習基本方針をつくろう会」実行委員会 (実行委員6人) を組織。 作業部会およびネットワーク会議準備会への参加を呼びかける。</p>
	3月		<p>TM「環境学習基本方針をつくろう会」開催。 松戸市 (3月18日) 31人参加 千葉市 (3月21日) 39人参加</p>
			<p>作業部会及びネットワーク会議準備会設置のための準備会。 3月29日19人参加</p>
4月	<p>作業部会 (ネットワーク会議準備会メンバーも参加) 開催。 4月 6日 22人参加 4月13日 21人参加 4月20日 21人参加 4月25日 メーリングリストによる意見を踏まえて、最終素案決定。</p>		

2007 年	5月	県民への説明・意見公聴	パブリックコメント(5月17日～6月6日まで)		
			<p>説明会開催(5月17日～6月6日まで) 主催 環境学習基本方針をつくろう会</p> <p>5月26日(土) 午後1時30分～3時30分 参加人数32人 千葉県立中央博物館講堂(千葉市中央区青葉町955-2)</p> <p>5月27日(日) 午前9時30分～11時30分 参加人数20人 ミレニアムセンター佐倉ホール(佐倉市宮前3-4-1)</p> <p>5月27日(日) 午後2時～4時 参加人数19人 鴨川市民会館1階第1会議室(鴨川市横渚808-33)</p> <p>5月31日(木) 午後6時30分～8時30分 参加人数36人 船橋中央公民館(船橋市本町2-2-5)</p> <p>6月2日(土) 午後3時30分～5時30分 参加人数26人 松戸市民会館301号室(松戸市松戸1389-1)</p> <p style="text-align: right;">計 133人</p>		
			6月	<p>作業部会を開催し、各界の意見をもとに案を作成。 作業部会開催 6月11日 13人参加 6月25日 13人参加 作業部会の案決定</p>	
			7月	最終案確定作業	案を庁内に照会、回答を踏まえて案決定。
			8月		
9月	新 千葉県環境学習基本方針 策定				

表中のTMIは、タウンミーティングを表す。

千葉県環境学習基本方針

[編集・発行] 千葉県環境生活部環境政策課
千葉県教育庁教育振興部指導課

〒 260-8667 千葉市中央区市場町 1 - 1
環境政策課 電話 043-223-4144 FAX 043-222-8044
指導課 電話 043-223-4061 FAX 043-221-6580

県ホームページ

http://www.pref.chiba.jp/syozoku/e_kansei/index.html

(平成 19 年 9 月)